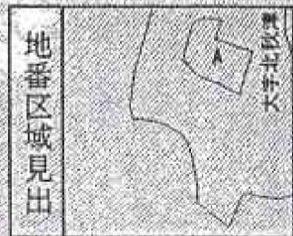


(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 大字北秋津 (元久米川分)

請求部	所在	所沢市大字北秋津字角南			地番	96番1		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成23年10月5日
さいたま地方法務局所沢支局
登記官

申請番号：6-1
(1/1)

(7 枚目)

A3判をA4判に縮小